

# 府中市障害者計画

(令和3年度～令和8年度)

## 障害福祉計画 (第6期)

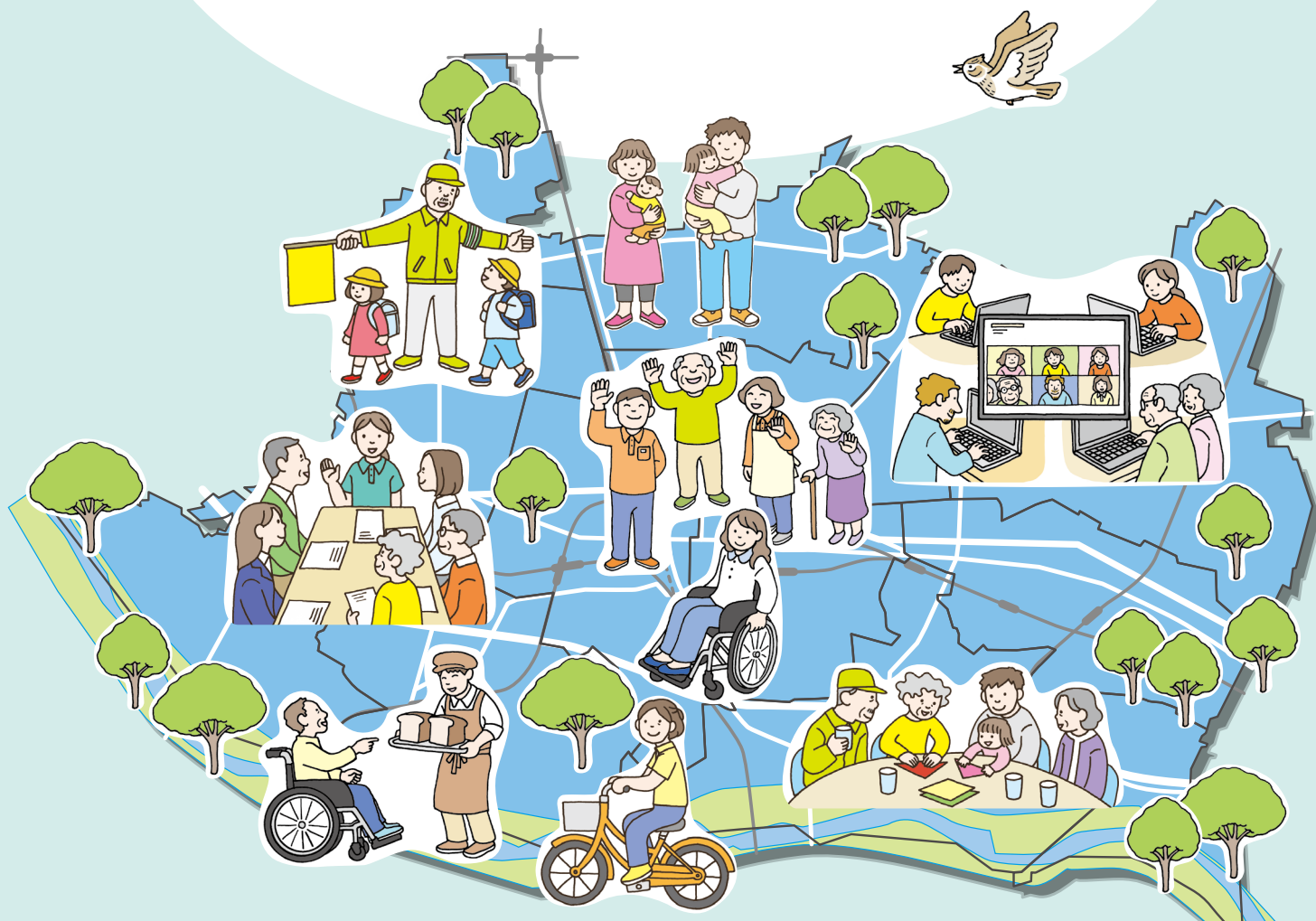
(令和3年度～令和5年度)

## 障害児福祉計画 (第2期)

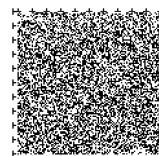
(令和3年度～令和5年度)

概要版

障害のある人もない人も、  
お互いに尊重し合い、市民全てが安心して  
自立した暮らしができるまち・府中の実現



府中市



## 計画策定の趣旨

本市では、平成15年に、福祉施策を総合的かつ一体的に推進するために「府中市福祉計画」を策定しました。その後は、平成21年、平成27年と6年ごとに、地域福祉分野、高齢者福祉分野、障害者福祉分野の計画と一体的に改定を行っています。

障害者福祉分野としては、平成27年に、障害のある人\*もない人も、市民全てが安心して自立(自律)した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、「府中市障害者計画・障害福祉計画(第4期)」を策定しました。そのうち「障害福祉計画(第4期)」は平成29年度で計画期間が終了したため、平成30年に「障害福祉計画(第5期)」を「障害児福祉計画(第1期)」と併せて策定しました。以上3計画のもとで、本市の障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等の確保に努めてきました。

国では、平成19年に、「障害者の権利に関する条約」に署名をした後、平成23年の障害者基本

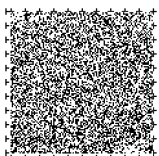
法の改正、平成25年の障害者差別解消法の成立等の国内法令の整備等も踏まえ、平成26年2月からわが国で条約の効力が生じることとなりました。改めて、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することが求められています。

また、国及び東京都は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催を契機とした心のバリアフリー及びユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組を展開しています。

こうしたことから、本市においては、障害のある人に向けた支援策の充実、障害福祉サービス・障害児通所支援等の確保に努めるとともに、市民全てが尊重し合い・つながり合い・支え合うことができる意識づくり・環境づくり・まちづくりを行うことにより、市民全てが安心して自立(自律)した暮らしができるまちを目指します。

### ※障害のある人とは

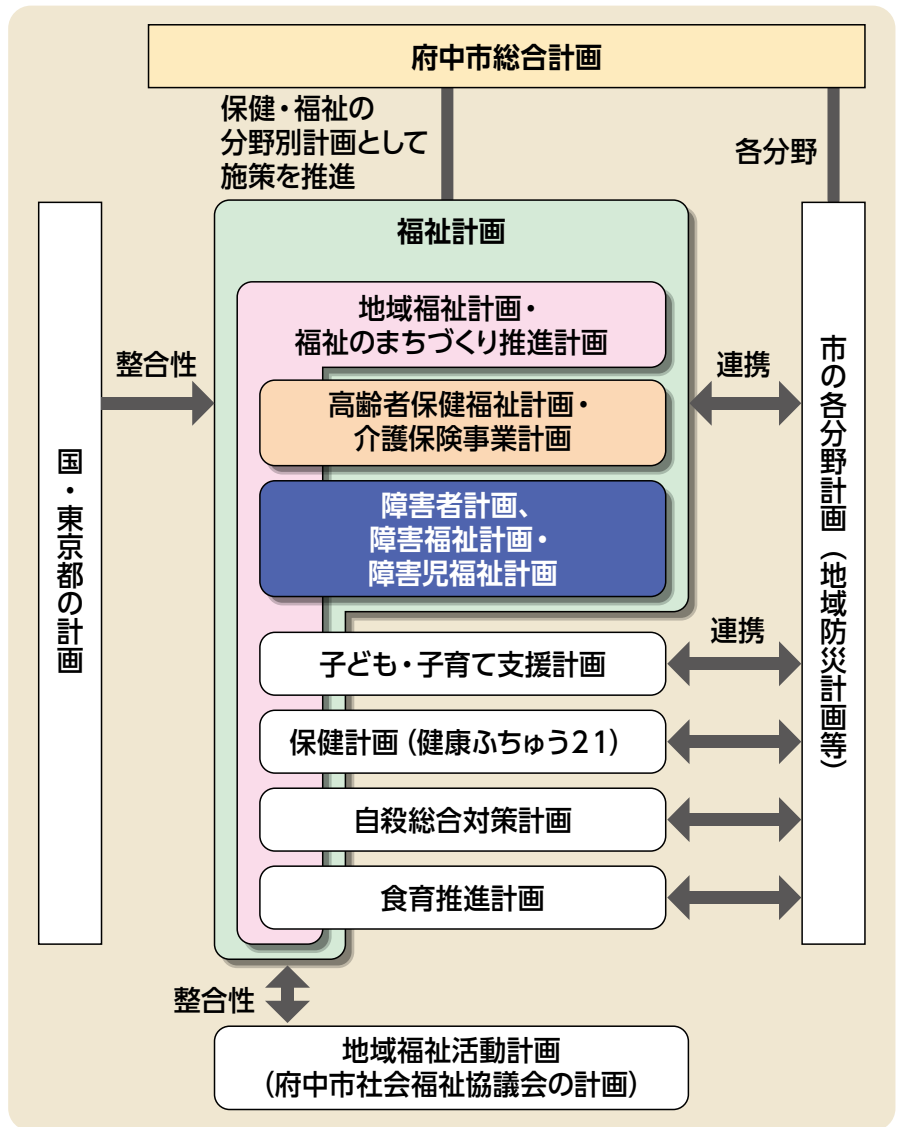
本計画の「障害のある人」とは、障害者基本法第二条に基づき「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。



# 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」及び、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定したものです。

計画の策定に当たっては、「第6次府中市総合計画」及び「府中市福祉計画」といった上位計画及び本市の保健・福祉分野の計画、それ以外の分野計画との連携を図っています。

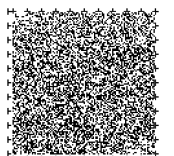


府中市障害者計画 (第6期) ・ 障害児福祉計画 (第2期)

# 計画期間

本計画の計画期間は、障害者計画が令和3年度から令和8年度までの6年間、障害福祉計画(第6期)・障害児福祉計画(第2期)が令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

令和年度 (西暦)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)
府中市福祉計画	府中市福祉計画					
障害者計画	障害者計画					
障害福祉計画	第6期			第7期		
障害児福祉計画	第2期			第3期		



**障害のある人もない人も、  
お互いに尊重し合い、市民全てが安心して  
自立した暮らしができるまち・府中の実現**

### 計画の理念

本市では、障害のある人もない人も、お互いに尊重し合い、市民全てが安心して自立（自律）した暮らしができる地域社会をつくることを目指して、「府中市障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画」を改定することとなりました。

「自立（自律）」とは、どんなに重度の障害があっても、必要なサービスを受けながら地域で主体的に生き、自己実現を図ることをいいます。

そのためには、障害があってもなくても、同じ地域で暮らす市民として、その人らしく生活することを目指したサービスの構築と、合理的配慮の提供が必要です。また、地域で暮らす全ての人が、障害があってもなくても、相互に人格と個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域社会を実現することが重要です。特に、障害のある人がその人の力をいかして働ける社会を実現することが強

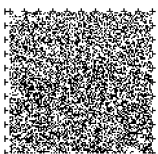
く求められているところです。

また、本計画は、障害のある人のためだけのものではなく、全ての市民にとっても大切なものです。

バリアフリーのまちづくりが、車いす等を利用する障害のある人だけではなく、高齢者や乳幼児連れの親子にとっても暮らしやすいものであるように、全ての障害のある人が安心して暮らせるまちは、全ての市民にとっても安心して暮らせるまちになります。

全ての障害のある人のための計画づくりは、全ての市民にとっても明日をひらくものになります。

これらの考え方を踏まえ、本計画の目指すべき基本理念を定めました。



# 計画の基本目標

## 1 協働・連携で進める 地域共生のまちづくりの推進

障害のある人もない人も、同じ地域で暮らす市民として、お互いの個性を尊重し合い、つながり合い、支え合う地域共生社会を実現するため、市民のノーマライゼーションの理念の理解や障害のある人の地域での交流活動、地域の見守り・支え合いを進めます。

また、協働・連携の体制を推進するとともに、団体や関係機関への支援や人材育成を進めます。

## 2 障害のある人の 社会参加の推進

全ての障害のある人が、住み慣れた地域で自立し、一人一人の個性や力をいかしながら暮らしていくために、地域の一員として交流することや、地域活動・社会活動への参加、生涯学習の機会や文化芸術活動・スポーツ活動への参加を促進するとともに、就労への支援を推進します。

## 3 差別の解消、権利擁護の推進 及び虐待の防止

障害を理由とする差別の解消に向けて、市民・民間事業者への意識啓発を行うとともに、権利擁護体制の充実や成年後見制度の利用促進を行います。

また、障害のある人への虐待防止を推進するために、障害者虐待防止センター（本市障害者福祉課）での相談受付や関係機関との連携を進めます。

## 4 情報提供と 相談支援機能の充実

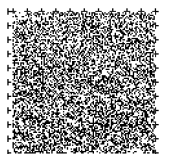
全ての障害のある人がその人らしく安心して地域で暮らしていくために、障害の特性に応じたサービス等の情報提供や、相談機能の充実を図ります。

## 5 安心して地域生活を送るための 仕組みづくりの推進

障害のある人が安心して地域生活を送るために、地域生活を支えるサービスの充実や地域で暮らし続けられる体制の整備、障害のある人の住まいの確保、地域における保健・医療・福祉の連携の推進、災害時の支援体制の構築等を行います。

## 6 障害のある児童への 支援の充実

住み慣れた地域における心身の健やかな成長と発達、自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、障害のある児童一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を推進するとともに、障害のある児童が必要とするサービスの提供とライフステージを見通した切れ目のない支援を行います。



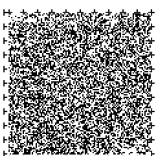


# 3 計画の体系

重点 ● …重点施策

府中市障害者計画 障害福祉計画 (第6期) ・ 障害児福祉計画 (第2期)

基本目標	方針	施策
<b>1</b> 協働・連携で進める 地域共生のまちづくり の推進	(1) 市民へのノーマライゼーションに関する意識啓発	① 障害理解・意識啓発の推進 <b>重点1</b>
	(2) バリアフリーの推進	① 移動のバリアフリー化の推進 ② だれでもトイレの整備拡充 ③ 福祉のまちづくり条例の取組の推進
	(3) 地域における見守り・支え合いの推進	① 地域での交流・活動の促進 ② 地域の福祉人材の確保 ③ 機関・施設・団体間の連携支援 ④ 団体・機関のネットワーク化 ⑤ 障害者施設の地域への開放
	(4) 障害者福祉団体の活動支援及び協働	① 自主活動への支援
	(5) 障害福祉サービス事業所への支援及び協働	① ネットワークの構築 ② 障害福祉サービス事業所への支援及び協働
<b>2</b> 障害のある人の 社会参加の推進	(1) 地域活動及び社会活動への参加促進	① 地域交流の促進 ② 外出時の支援の充実 ③ 障害のある人の参加による多様な計画の推進
	(2) 生涯学習・文化芸術活動・スポーツの機会の確保	① 生涯学習の充実 ② 文化芸術活動への参加促進 ③ スポーツ機会の充実
	(3) 就労への支援	① 各機関の連携の一層の強化 <b>重点2</b> ② 就労支援事業の強化 <b>重点3</b> ③ 作業所などの就労機能の強化 ④ 障害者活躍推進計画の策定と推進
<b>3</b> 差別の解消、 権利擁護の推進 及び虐待の防止	(1) 障害のある人に対する差別の解消の推進	① 差別の解消へ向けた取組の強化 <b>重点4</b>
	(2) 虐待防止	① 障害のある人に対する虐待の防止
	(3) 権利擁護の推進	① 権利擁護の推進 <b>重点5</b>
<b>4</b> 情報提供と 相談支援機能の充実	(1) 相談支援機能の充実・強化、意思決定支援	① 基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの構築 <b>重点6</b> ② 相談機能の充実及び意思決定支援 ③ 多機関協働の包括的な相談支援体制の構築 ④ ピアカウンセリングの充実
	(2) 情報提供体制の充実	① 総合的な情報提供体制の充実 ② 情報へのアクセスの支援 ③ コミュニケーションの円滑化の促進 ④ 利用しやすいサービス情報の提供



基本目標

方針

施策

**5**  
安心して地域生活を  
送るための仕組みづくり  
の推進

(1) 地域生活を支えるサービスの  
充実

- ① ホームヘルプサービスの充実
- ② 日中活動の場の充実
- ③ 福祉機器の活用による自立支援の促進
- ④ 移動・移送サービスの充実
- ⑤ 高齢者・介護保険サービスとの連携の強化
- ⑥ 健康づくりへの支援
- ⑦ 介護者への支援

(2) 安心して生活できる  
環境づくり

- ① 地域生活支援拠点等の運営 **重点7**
- ② 住まいを選択する機会の確保
- ③ 地域での住まいの確保
- ④ 民間賃貸住宅への入居支援
- ⑤ 地域生活への移行と定着
- ⑥ 経済的支援体制の強化
- ⑦ 防犯対策

(3) 精神障害にも対応した  
地域包括ケアシステムの検討

- ① 精神障害にも対応した  
地域包括ケアシステムの検討

(4) 災害時の支援体制の構築と  
福祉避難所の確保

- ① 避難行動要支援者支援
- ② 福祉避難所の確保

(5) 感染症対策の推進

- ① 感染症対策の推進

**6**  
障害のある児童への  
支援の充実

(1) インクルーシブ教育  
システムの構築

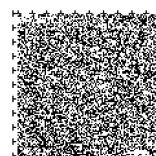
- ① 障害等への理解・啓発の促進
- ② 教育相談の充実
- ③ 学校教育の充実

(2) 乳幼児期から学齢期までの  
切れ目のない支援体制の構築

- ① 福祉型児童発達支援センターの  
整備・運営 **重点8**
- ② ちゅうファイルの活用
- ③ 障害の早期把握・早期対応
- ④ 保育サービスの充実
- ⑤ 保育・教育・保健・医療・福祉の連携強化
- ⑥ 家族等への支援

(3) 障害児通所支援等の充実

- ① 障害児通所支援等の充実
- ② 放課後対策



# 4 重点施策

## 1 障害理解・意識啓発の推進

障害に関する知識や障害のある人に対する理解を深めるために、リーフレット等を活用しながら、市民・民間事業者への意識啓発に取り組めます。また、WaiWaiフェスティバル等

の様々なイベントや機会を通じて、市民へのノーマライゼーションの理念の普及・定着や地域の見守り・支え合いの担い手の確保・育成を推進します。

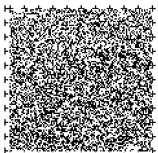
ヘルプカード  
周知リーフレット表紙



「WaiWai フェスティバル」のポスター

## 2 各機関の連携の一層の強化

就労支援事業所と市、学校、ハローワーク等が連携し、障害のある人の一般就労に向けた支援の充実を図ります。また、障害のある人の雇用、職場での理解等について、各機関の連携を通して、一般企業や公的機関等に働き掛けを行います。





### 3 就労支援事業の強化

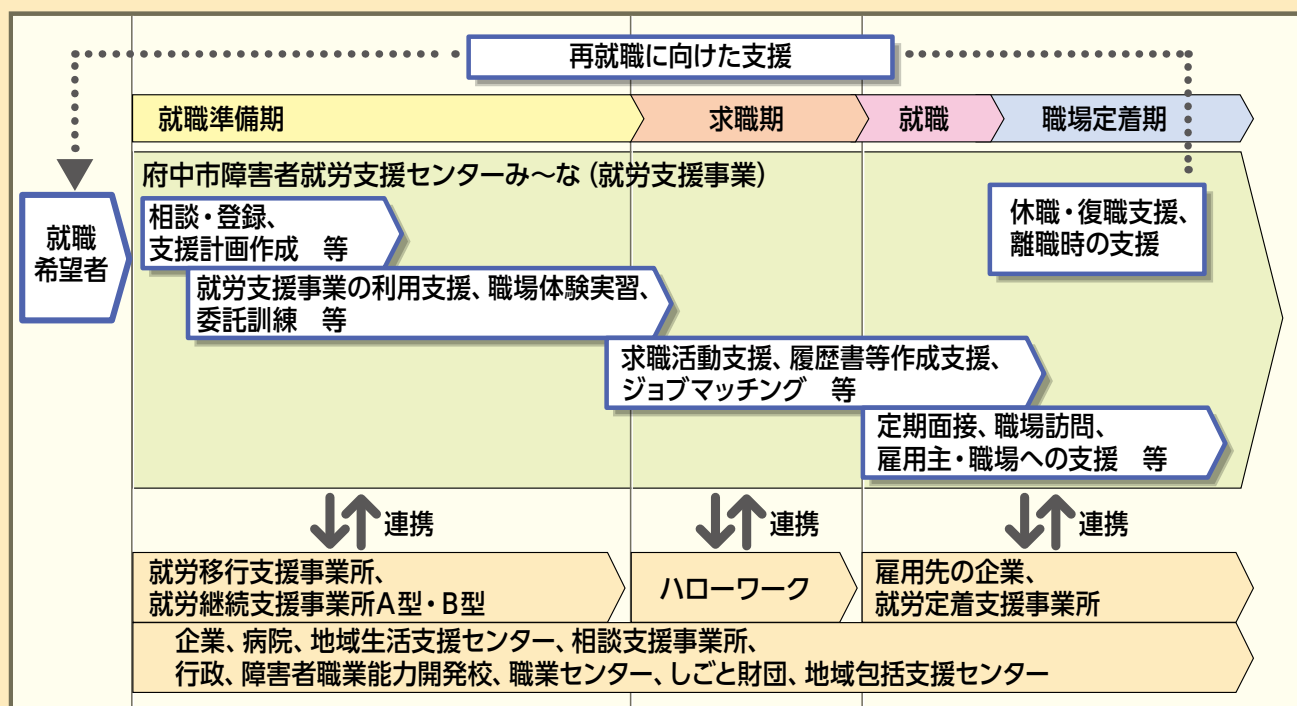
障害のある人の一般就労への移行、定着を推進するために、就労に関する相談や就労に向けた支援、就職後の定着支援等を行う就労支援事業の強化を図ります。

就労支援事業の強化に当たっては、就労支援事業を実施する「府中市障害者就労支援センターみ～な」を中心とした就労支援の流れ

「み～な」の人員拡充や継続的に専門職員を育成できる体制の構築の検討を行います。

また、精神障害のある人に特化した就労相談や就労支援について、人員配置等支援体制を強化します。

「府中市障害者就労支援センターみ～な」を中心とした就労支援の流れ



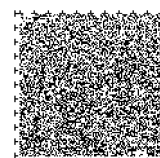
### 4 差別の解消へ向けた取組の強化

府中市障害者差別解消支援地域協議会を設置及び運営することにより、具体的な事例や啓発活動について検討します。

また、民間事業者に対しては、障害を理由とした不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の必要性について、周知を図ります。



東京都障害者理解促進キャラクター「すけだちくん」



# 5 権利擁護の推進

判断能力が不十分な障害のある人が、安心して地域で暮らし続けられるよう、「権利擁護センターふちゅう」にて実施する福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）、成年後見制度の利用支援といった権利擁護の取組を推進します。

また、障害のある人の高齢化や障害の重度化、「親亡き後」を見据えて、一層の成年後見制度の利用や周知を図るために、地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画に成年後見制度利用促進法第14条に基づく成年後見制度利用促進基本計画の内容を盛り込みます。

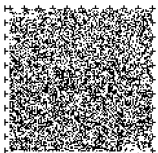
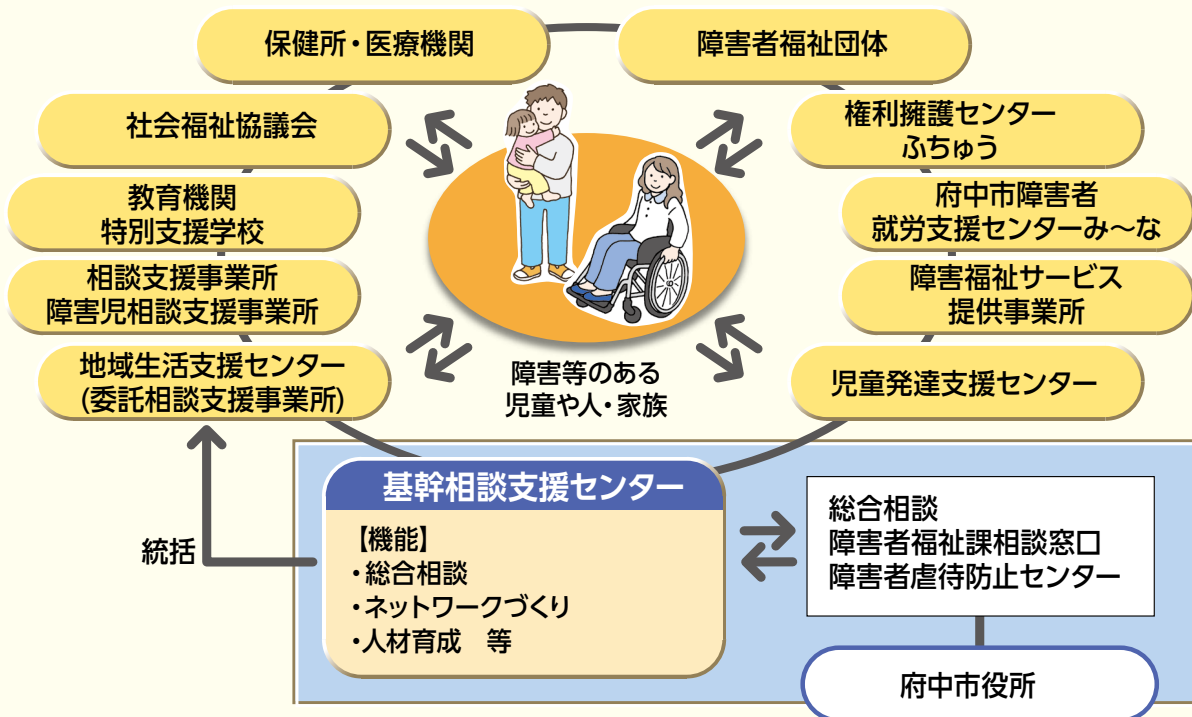
# 6 基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワークの構築

市内における相談支援体制の強化を図るために、「基幹相談支援センター」を中核とした相談支援ネットワークを構築します。

基幹相談支援センターは機能として、総合相談、他分野とのネットワークづくり、人材育成

等を持つとともに、市内4つの地域生活支援センター（委託相談支援事業所）を統括する相談機関の相談先としての機能を持ちます。

基幹相談支援センターを中核とした相談支援ネットワーク



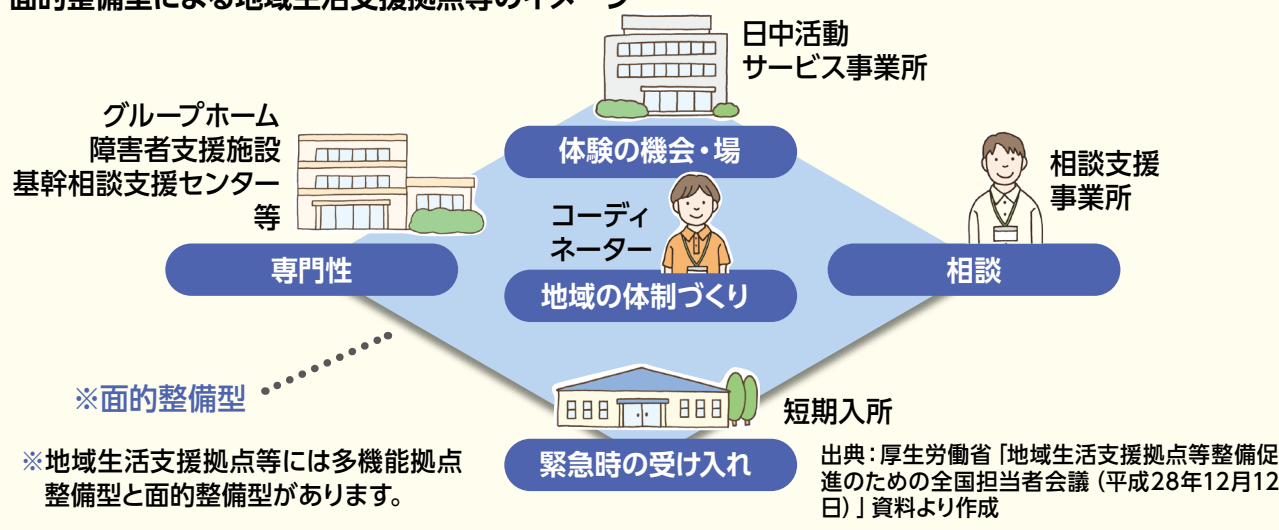
# 7 地域生活支援拠点等の運営

本市では、障害のある人の高齢化、「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会や場の提供、緊急時の対応、専門性の確保、地域の体制づくり等の機能を既存の支援機関、施設、障害福祉サービス提供事業所等が分担して担う、面的整備型\*の地域生活支援拠点等を令和3

年度から運営します。

今後は、障害福祉サービス提供事業所等との連携強化や機能への協力を呼び掛けながら、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

面的整備型による地域生活支援拠点等のイメージ



# 8 福祉型児童発達支援センターの整備

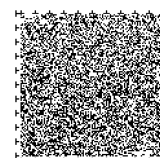
市内の障害のある児童の発達支援の充実を図るとともに、乳幼児期から学齢期までの切れ目のない支援を提供するため、市内の児童発達支援の中核施設として、令和6年4月の開所に向けて「府中市児童発達支援センター（仮称）」を整備します。

子ども発達支援センターあゆの子が持つ児童発達支援に関わる機能を集約し、サービス提供体制を強化するとともに、「府中市児童発達支援センター（仮称）」を中心とした関係機関の連携体制を構築します。

児童発達支援センターの機能

相談支援	療育支援	家族・地域支援
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合相談</li> <li>● 発達相談（発達検査含む）</li> <li>● 障害児相談支援・計画相談支援</li> <li>● 関係機関との連携（ライフステージを通じた支援）</li> </ul>	<p>未就学</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 通園（児童発達支援）</li> <li>● グループ療育</li> </ul> <p>学齢期</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 個別指導</li> </ul>	<p>家族支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所等訪問支援</li> <li>● きょうだい預かり</li> <li>● 研修・教育</li> </ul> <p>地域支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関の支援</li> <li>● ネットワーク形成</li> </ul>

出典：府中市児童発達支援センター（仮称）整備基本計画

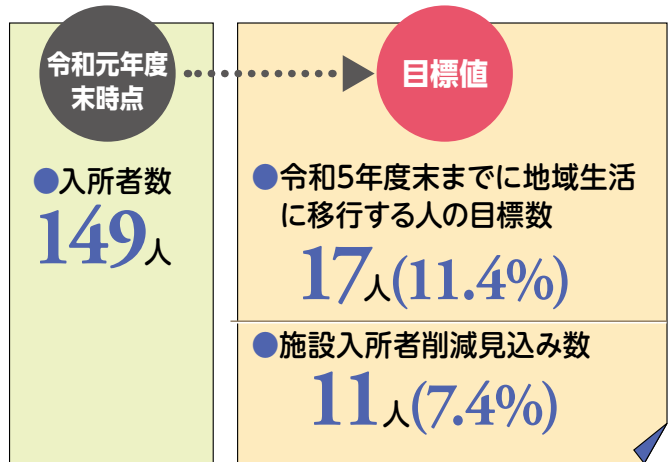


## 成果目標

### 1 施設入所者の地域生活への移行に関する目標

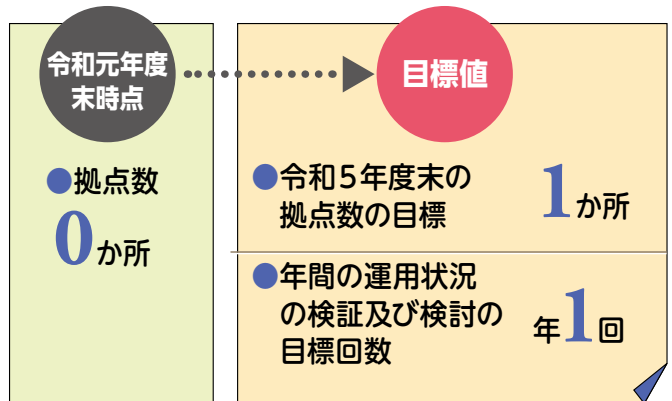
令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を、令和5年度末までに地域生活へ移行することを目指します。

また、令和元年度末時点の施設入所者数の1.6%以上を、令和5年度末までに削減することを目指します。



### 2 地域生活支援拠点等の整備

本市では、既存の支援機関、施設、障害福祉サービス提供事業所等が分担して担う、面的整備型の地域生活支援拠点等を令和2年度末までに1か所整備する予定です。令和3年度以降は地域生活支援拠点等の運用について年1回の検証及び検討を重ねながら、充実を図ります。



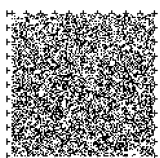
### 3 福祉施設から一般就労への移行等

#### ●一般就労への移行者数

令和5年度における福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて一般就労への移行実績を、令和元年度の実

績の1.27倍以上を目指します。

就労移行支援事業等のうち、就労移行支援事業では29人、就労継続支援事業（A型）では2人、就労継続支援事業（B型）では6人の一般就労への移行を目指します。





●就労定着支援事業の利用者数 .....

令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労への移行する人のうち、70%以上が就労定着支援事業を利用することを目指します。

<b>目標値</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度末の就労移行支援事業等を利用した一般就労者数のうちの就労定着支援事業の利用者数</li> </ul> <p><b>26人(70.3%)</b></p>
------------	---

●就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合 .....

令和5年度において、市内の就労定着支援事業所のうち就労定着率（過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち前年度末時点の就労定着者数の割合をいう。）が80%以上の事業所を全体の70%以上とすることを目指します。

<b>目標値</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度末の市内の就労定着支援事業所数</li> </ul> <p><b>5事業所</b></p>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度末の就労定着率が80%以上の事業所数</li> </ul> <p><b>4事業所(80%)</b></p>

## 4 相談支援体制の充実・強化等

令和5年度末までに、既に設置している基幹相談支援センターの機能の強化に努め、総合的・専門的な相談支援の実施を行います。

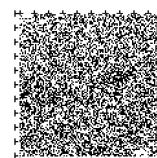
<b>目標値</b>	<b>内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度末の地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現行体制の維持、取組の充実</li> </ul>

## 5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

令和5年度末までに、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築します。

本市では、令和3年度から事業者への集団指導の中で、障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析について共有します。

<b>目標値</b>	<b>内容</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>令和5年度末の障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者への集団指導の中で、障害者自立審査支払等システム等での審査結果の分析結果を共有する体制</li> </ul>



# サービス見込量（活動指標）

## 1 訪問系サービス

### ●見込量

重度障害者等包括支援を除くサービス量で、平成30年度から令和元年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

### ●見込量確保のための方策

増加見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

訪問系サービスの見込量一覧

(時間、人/月)

サービス名		区分	第6期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問系サービス	サービス量	時間	40,724	41,705	42,693
	実利用者数	人	569	589	607
居宅介護	サービス量	時間	7,777	8,229	8,681
	実利用者数	人	435	450	465
重度訪問介護	サービス量	時間	31,914	32,424	32,942
	実利用者数	人	67	68	69
同行援護	サービス量	時間	786	802	818
	実利用者数	人	55	58	60
行動援護	サービス量	時間	247	250	252
	実利用者数	人	12	13	13
重度障害者等包括支援	サービス量	時間	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0

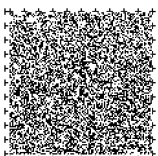
## 2 日中活動系サービス

### ●見込量

生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、短期入所（医療型）は、平成30年度から令和元年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

### ●見込量確保のための方策

増加傾向にある見込量を確保するため、事業所の誘致のための情報提供を行うとともに、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。



## 日中活動系サービスの見込量一覧

(人日、人/月)

サービス名		区分	第6期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	サービス量	人日	10,464	10,712	10,965
	実利用者数	人	538	545	551
自立訓練（機能訓練）	サービス量	人日	59	64	69
	実利用者数	人	5	6	7
自立訓練（生活訓練）	サービス量	人日	425	437	449
	実利用者数	人	31	32	33
就労移行支援	サービス量	人日	1,360	1,473	1,595
	実利用者数	人	86	92	98
就労継続支援（A型）	サービス量	人日	657	674	691
	実利用者数	人	35	36	37
就労継続支援（B型）	サービス量	人日	6,597	6,919	7,257
	実利用者数	人	441	456	472
就労定着支援	実利用者数	人	38	44	50
療養介護	実利用者数	人	37	37	37
短期入所	サービス量	人日	764	786	809
	実利用者数	人	161	163	167
短期入所（福祉型）	サービス量	人日	592	595	598
	実利用者数	人	134	134	135
短期入所（医療型）	サービス量	人日	172	191	211
	実利用者数	人	27	29	32

### 3 居住系サービス

#### ●見込量

施設入所支援は、地域移行を推進するため、各年度4～5人ずつ減少していくと見込みます。

グループホームは、平成30年度から令和元年度にかけては増加しているため、今後も人数が伸びていくと考えて見込量を設定します。

#### ●見込量確保のための方策

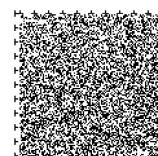
施設入所支援は、現状のサービス提供体制を確保しながら、成果目標に沿って、施設入所者の地域生活への移行を進めます。

自立生活援助及びグループホームについては、施設入所者の地域生活への移行を進めるため、増加傾向にある見込量を確保するよう、サービスを担う事業者の新規参入や新規開設を促し、整備を図ります。

## 居住系サービスの見込量一覧

(人/月)

サービス名		区分	第6期		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度
自立生活援助		人	3	5	7
施設入所支援		人	147	143	138
グループホーム		人	231	246	262



## 4 相談支援サービス

### ●見込量

全てのサービスで、平成30年度から令和元年度にかけては増加しているため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

### ●見込量確保のための方策

計画相談支援は、事業所の参入を促進し、指定特定相談支援事業所の増加に努めます。また、相談支援の質を向上するため、相談支援に携わる人

### 相談支援サービスの見込量一覧

(人/月)

サービス名	区分	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	人	439	526	629
地域移行支援	人	11	15	19
地域定着支援	人	4	6	8

## 5 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神病床に入院している精神障害のある人の地域移行が進むことを見込んで、精神障害のある人の相談支援、居住系サービスの見込量を設定するとともに、保健、医療、福祉、介護、当事者、家族等が参加する協議の場の開催回数や参加者数を見込みます。

## 6 相談支援体制の充実・強化のための取組

市内の相談支援体制の充実・強化に向けて、基幹相談支援センターの機能の強化に努め、総合的・専門的な相談支援を実施し、地域の相談支援事業者への専門的な指導・助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化の取組を実施します。

材を育成し、確保します。

地域移行支援、地域定着支援については、施設入所者、精神科病院入院患者の地域移行を進めるため、増加傾向にある見込量を確保するよう、府中市障害者等地域自立支援協議会と連携を図りながら、指定一般相談支援事業所の新規参入や新規開設を促します。

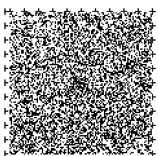
## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくための取組として、東京都が実施する障害福祉サービス等に係る研修への府中市職員の参加を促進します。

また、障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を分析し、その結果を事業者への集団指導の中で共有します。

## 8 発達障害者等支援の一層の充実

発達障害者等及びその家族等への支援として、ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動等の発達障害者等及びその家族等に対する支援体制の充実を図ります。





# 9 地域生活支援事業

## ●見込量

意思疎通支援事業の手話通訳者・要約筆記者派遣事業、日常生活用具給付等事業は、第6期も若干の増加を見込みます。移動支援事業、訪問入浴サービスは、地域生活には欠かせないサービスであるため、今後も増加傾向が続くものとして見込みます。

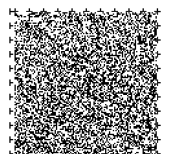
## ●見込量確保のための方策

意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業及び移動支援事業、訪問入浴サービスについては、増加すると見込んだ量を確保するため、提供体制を確保します。手話通訳者養成研修事業及び点字奉仕員養成研修事業は、引き続き実施し、人材の育成に努めます。

地域生活支援事業の見込量一覧

(か所、人、件、時間、回/年)

サービス名	区分	第6期		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
(1) 理解促進研修・啓発事業		有	有	有
(2) 自発的活動支援事業		有	有	有
(3) 相談支援事業				
①相談支援事業				
ア 障害者相談支援事業	か所	4	4	4
イ 地域自立支援協議会	か所	1	1	1
②基幹相談支援センター等機能強化事業		有	有	有
③住宅入居等支援事業		有	有	有
(4) 成年後見制度利用支援事業		有	有	有
(5) 成年後見制度法人後見支援事業		有	有	有
(6) 意思疎通支援事業				
①手話通訳者・要約筆記者派遣事業				
実利用者数	人	64	66	68
派遣人数	人	750	770	790
②手話通訳者設置事業	人	1	1	1
(7) 日常生活用具給付等事業	件	5,026	5,042	5,058
①介護・訓練支援用具	件	32	36	40
②自立生活支援用具	件	50	50	50
③在宅療養等支援用具	件	60	60	60
④情報・意思疎通支援用具	件	128	138	148
⑤排せつ管理支援用具	件	4,746	4,747	4,748
⑥居室生活動作補助用具(住宅改修費)	件	10	11	12
(8) 手話通訳者養成研修事業				
手話通訳者認定試験合格者数	人	3	3	3
(9) 点字奉仕員養成研修事業				
点字講習会(中級)修了者数	人	12	12	12
(10) 移動支援事業				
実利用者数	人	414	427	440
支給決定者数	人	764	865	966
延べ利用時間数	時間	45,313	46,238	47,163
(11) 地域活動支援センター				
実施か所数	か所	5	5	5
実利用者数	人	2,997	2,997	2,997
(12) 福祉ホームの運営				
実利用者数	人	1	1	1
延べ利用回数	回	365	365	366
(13) 訪問入浴サービス				
実利用者数	人	34	37	40
延べ利用回数	回	1,178	1,208	1,238
(14) 日中一時支援				
実利用者数	人	72	72	72
延べ利用回数	回	1,340	1,340	1,340
(15) レクリエーション活動等支援		有	有	有
(16) 視覚障害者向け広報等読み上げ機能		有	有	有
(17) 自動車運転免許取得助成	人	3	4	5
(18) 自動車改造助成	件	6	6	6

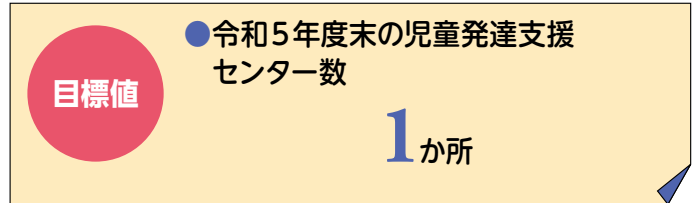


## 成果目標

### 1 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援を利用できる体制の構築に関する目標

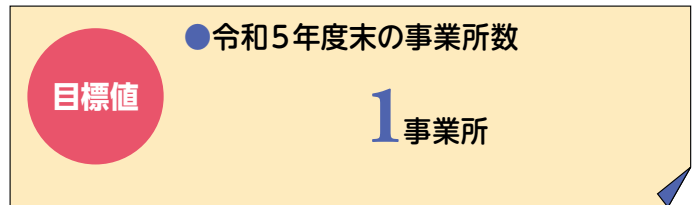
#### ●児童発達支援センターの設置数

本市では、現在は医療型児童発達支援センターにおいて、心身の発達に遅れや障害のある児童に療育を行っています。第6期計画ではその体制を維持しつつ、令和6年4月の開所に向けて、子ども発達支援センターあゆの子の機能を集約・強化した福祉型児童発達支援センターを整備します。



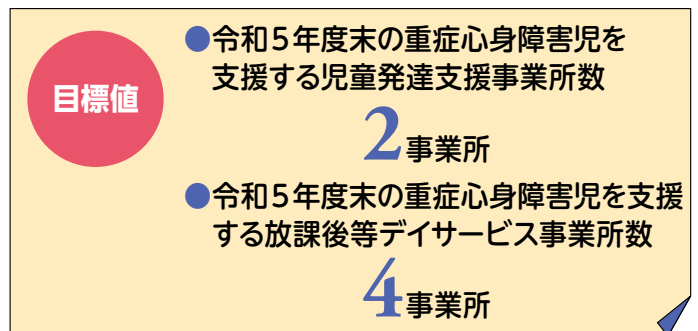
#### ●保育所等訪問支援を利用できる体制

本市では、既に医療型児童発達支援センターが行う保育所等訪問支援を利用できる体制がありますが、将来的には、今後設置する福祉型児童発達支援センターによる保育所等訪問支援を整備します。



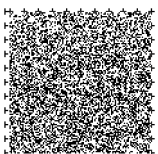
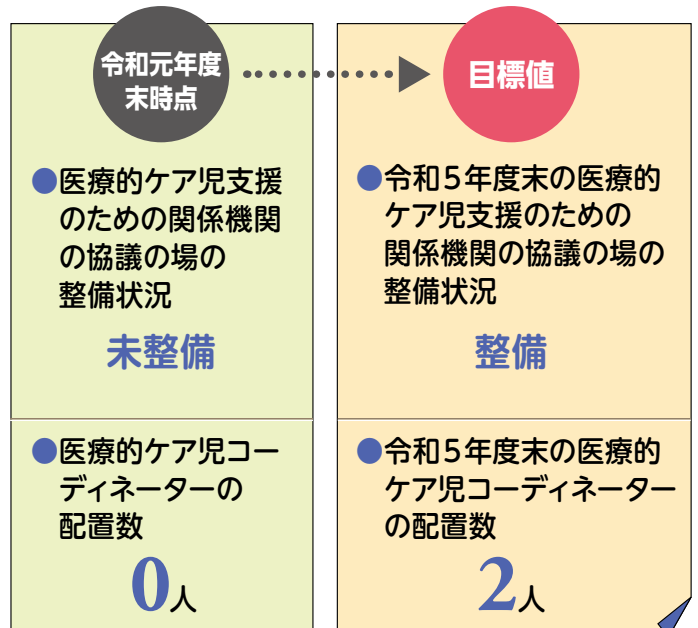
### 2 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標

本市では、既に確保されていますが、今後も充実されるように努めます。



### 3 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置に関する目標

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。また、令和5年度末までに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを2人配置します。



## サービス見込量（活動指標）

### ●見込量

児童発達支援、医療型児童発達支援、障害児相談支援、保育所等訪問支援は、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

放課後等デイサービスは、利用希望が多いサービスのため、今後もサービス量が伸びていくと考えて見込量を設定します。

### ●見込量確保のための方策

児童発達支援及び放課後等デイサービスは、増加傾向にある見込量を確保するため、サービス提供に関わる事業所・人材を育成します。また、事業者主体の連絡会を支援し、より質の高いサービスを提供できるように要請します。

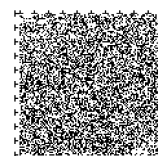
障害児相談支援は事業所の参入を促進し、障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業所の増加に努めます。

保育所等訪問支援は、福祉型児童発達支援センターの設置に合わせて、十分な提供体制を確保します。

### 障害児福祉に係るサービスの見込量一覧

（人日、人／月）

サービス名	区分	第2期			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
児童発達支援	サービス量	人日	1,645	1,675	1,705
	実利用者数	人	232	240	248
医療型児童発達支援	サービス量	人日	119	124	129
	実利用者数	人	22	23	24
居宅訪問型児童発達支援	サービス量	人日	0	0	0
	実利用者数	人	0	0	0
保育所等訪問支援	サービス量	人日	8	9	10
	実利用者数	人	3	4	5
放課後等デイサービス	サービス量	人日	5,564	5,664	5,764
	実利用者数	人	513	525	537
障害児相談支援	実利用者数	人	62	66	70
医療的ケア児支援のコーディネーター配置	配置人数	人	2	2	2



## 評価、点検、推進における組織

障害者計画、障害福祉計画・障害児福祉計画の適正な推進を図るために、当事者が参加した府中市障害者計画推進協議会で評価及び点検します。

協議会の運営に当たっては、障害のある人が安

心して自立した暮らしが送れるように関係者が地域の課題を共有し、支援体制の整備について協議を行う府中市障害者等地域自立支援協議会の正副会長が委員として参加し、連携を図ります。

## 計画の推進体制

### 庁内連携の強化

障害のある人を取り巻く課題の解決や計画の推進に当たっては、障害者福祉関連の部署だけでなく、他の関連部署との横断的な連携の強化を図ります。

### 当事者、家族及び支援者のネットワークへの支援

当事者、家族及び支援者、全ての障害者福祉団体、社会福祉法人、NPO・ボランティア団体、民間福祉団体など様々な活動主体のネットワークが充実するよう、活動支援を行います。併せて、保健・医療・福祉従事者やボランティアの育成及び確保に努めるとともに、市民の参加の促進を図ります。

### 障害福祉サービス事業者の事業者連絡会への支援

各種障害者施策並びに計画の推進に当たって、各障害福祉サービスの事業者連絡会への情報提供・指導等の支援を行うとともに、市と事業者が協働することで事業者が抱える課題の解決に向けて取り組みます。

### 計画及び事業内容の周知

市の広報やホームページなどを通じて、本計画を広く市民に周知していきます。また、誰もが本計画の内容を知ることができるよう「わかりやすい版」を作成します。

## 国・東京都への要望

福祉の円滑な推進に向けて、市長会を通じて、国・東京都に対する積極的な提言及び働き掛けを行います。

- 発行日：令和3年3月
- 発行：府中市福祉保健部障害者福祉課  
〒183-8703 東京都府中市宮西町2丁目24番地
- 電話：042-335-4545 (直通)

この冊子は、府中市障害者計画、障害福祉計画（第6期）・障害児福祉計画（第2期）を要約した概要版です。詳細については、市役所本庁舎3階市政情報公開室や中央図書館で閲覧できるほか、ホームページでもご覧いただけます。

